

福岡県公報

平成20年10月22日
第2888号

目次

告示(第1695号 - 第1717号)

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	2
指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止	(水田農業振興課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公共測量の実施	(県土整備総務課)	6

公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
公安委員会			
交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	7
警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	7

告示

福岡県告示第1695号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年9月5日福岡県告示第1353号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1696号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年5月16日農林水産省告示第620号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1697号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年5月21日農林水産省告示第684号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1698号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 長浜加入区

福岡県告示第1699号

次の加入区において平成16年10月福岡県告示第1854号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成20年10月22日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 長浜加入区

福岡県告示第1700号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
八女郡広川町大字藤田地域	平成20年9月24日

福岡県告示第1701号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区	平成20年10月14日から 平成20年11月30日まで

福岡県告示第1702号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年10月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 コスタ行橋

(2) 所在地 福岡県行橋市西泉六丁目2732番3 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
福岡県行橋市西泉六丁目 2732番3 外	1,331	福岡県行橋市西泉六丁目 2732番3 外	1,168

福岡県告示第1703号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人高齢者住宅情報センター

(2) 代表者の氏名

前本 珠美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区千代4丁目62番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、高齢者住宅情報の収集と提供に関する事業を行い、もって地域福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1704号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。
平成20年10月22日
福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日
平成20年9月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人博多ウィメンズカウンセリング

(2) 代表者の氏名
横田 文子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区和田1丁目11番1号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、男女共同参画社会の実現を目指すことに対して、女性を支援するためにフェミニストカウンセリングに関する事業を行い、女性の人権、エンパワーメントならびにメンタルヘルスに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1705号
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月22日
福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日
平成20年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人西日本中日企業家協力会

(2) 代表者の氏名

朱 大明

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目1番36号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、日本と中国との相互の友好交流の重要性に鑑み、民間レベルによる両国の戦略的互惠関係を構築することにより両国の平和、経済振興、文化交流、環境保全に寄与し、促進することを目的とする。

福岡県告示第1706号
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月22日
福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日
平成20年9月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人七隈運動器疾患研究会

(2) 代表者の氏名
内藤 正俊

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号

(4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、運動器疾患の病態の解明を目指した研究とともにその成果を公開講座や研究会などで広く一般市民に啓発、啓蒙する事業を行い、生活の質（QOL）の向上に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、運動器疾患の病態の解明を目指した研究とともにその成果を公開講座や研究会などで広く市内近郊の医療関係者や一般市民に啓発、啓蒙

する事業を行い、生活の質（QOL）の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1707号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、古賀市鹿部土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

就任した理事

氏名	住所
清原 留夫	古賀市日吉3丁目18番6号
三好 眞純	古賀市日吉3丁目10番26号
三好 治美	古賀市美明1丁目17番8号
長崎 勇	古賀市美明1丁目5番23号
長崎 忠	古賀市美明1丁目23番20号
角田 七郎	古賀市美明2丁目8番26号
松浦 房一	古賀市日吉3丁目23番5号
児島 克藝	古賀市日吉2丁目21番11号
落石 清貞	古賀市日吉2丁目12番8号

福岡県告示第1708号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字尾倉字野中3061番1及び3061番3から3061番10まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字南原1675番地4

有限会社 めぐみ住宅 代表取締役 杉坂 正徳

福岡県告示第1709号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のように公告する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

農地保有合理化事業を廃止する者の名称	承認年月日
福岡勝山農業協同組合	平成20年10月8日

福岡県告示第1710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
柳川	県道	大城和島線	前	柳川市大和町中島886番先から柳川市大和町中島653番先まで	15.0 ～ 34.0	142.4
			後	同上	9.6 ～ 34.0	142.4

福岡県告示第1711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方	県 道	若 玄 宮 海 線	前	宮若市山口1287番4先から 宮若市山口710番2先まで	13.5 ～ 14.0	157.0
			後	同上	13.5 ～ 18.0	157.0
			後	同上	14.0 ～ 19.6	150.0

福岡県告示第1712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	200号	直方市大字中泉1018番52先から 直方市大字中泉1172番3先まで

直 方	田 川 直 方 線	直方市大字下境4182番1先から 直方市大字下境4265番11先まで

福岡県告示第1713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳 川	水 田 大 川 線	柳川市大字蒲生972番1先から 柳川市大字金納234番4先まで

福岡県告示第1714号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡県土地改良事業団体連合会会長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（デジタルオルソ作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県 北部地域	平成20年9月30日から 平成21年3月10日まで

福岡県告示第1715号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量・2級水準点兼用点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区	平成20年7月31日

福岡県告示第1716号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区	平成20年9月30日

福岡県告示第1717号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字内橋字横枕299及び300 - 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字内橋538

安川 シナ子

公安委員会

福岡県公安委員会規則第16号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年10月22日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県宗像警察署の部福岡交番の項中「中央3丁目1番10号」を「中央3丁目9番37号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第339号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成20年10月22日

福岡県公安委員会

1 審査の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成20年11月26日(水)	午前10時から午後3時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成20年12月3日(水)		

2 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

3 審査定員

各30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有すること。
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成20年11月10日（月）から同年11月14日（金）までの毎日、午前9時から午後6時までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- ㊦ 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- ㊧ 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- ㊨ 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

㊩ 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- ㊦ 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- ㊧ 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）
- ㊨ 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

㊩ 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

- ㊦ 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- ㊧ 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- ㊨ 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないことと

する。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(4) 審査手数料

4,700円

審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、審査手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は審査を受けなかった場合についても返還しない。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 審査当日、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装を必ず持参（貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 審査に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141 内線3033）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています